議場見学の取扱いについて（案）

資料10

■趣　旨

大阪府議会の議場見学については、これまで府議会を訪問された方を議員の依頼により案内することや、他府県議会からの視察、学術目的での見学など、随時対応してきたところ。

今回、「府民に開かれた議会」をさらに推進するため、一般見学を試行実施するとともに、その他の見学の取扱いについても整理する。

■一般見学の試行実施（案）

本年１１月から、月１回（第４火曜日午後を想定）で試行実施する。

試行実施におけるニーズや課題等の状況を踏まえ、来期に向け本格導入を検討。

【試行実施の内容】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　項 | 内　　　容 | 備　　　　考 |
| 公開日時 | 毎月第４火曜日 午後 | 定例会開会中を除く |
| 入場人数 | 1回あたり10名まで | 安全でゆとりを持った見学を実施するには１０名程度が適当 |
| 申込方法 | 府議会ホームページよりインターネット申請 | 定員枠に空きがあれば、当日直接来庁者も入場可能とする |
| 見学範囲 | 議長席、議席、理事者席を含め、すべて立入可能 | システム機器周辺は立入禁止見学実施後に安全確認を行う |
| 写真撮影 | 静止画・動画とも撮影可能 |  |
| ＳＮＳへの投稿 | 可能（ただし、営利目的や他者への誹謗中傷に当たる内容を除く） | 左記のほか、他の見学者のプライバシーに配慮するなど、一般的なＳＮＳの利用マナーを遵守いただくよう注意喚起 |
| その他 | 議場内は飲食禁止とする |  |

※受付対応及び議場内での保安管理や来場者の質問対応などのため、議場入口に１名、議場内に１名の計２名体制で対応する。

■その他の見学の取扱いについて

・ 議員からの依頼による議場見学や他府県議会等からの視察、学術目的での見学等については、随時、受け入れることとするが、見学範囲や写真撮影、SNSへの投稿など、一般見学と同様の取扱いとする。

・ インターネット申込に代えて、申込書の事前提出を必須とする（直前でも可）。